経常収支	5,036	4,547	16,107
（対前年同月比）	（−68.7）	（4.2）	（−22.1）
投資収支	−7,603	−10,904	−19,116
直接投資	−7,856	−6,849	−18,672
証券投資	−36,533	−3,847	−64,201
（証券貸借取引を除く）	（−8,455）	（−614）	（−27,914）
金融派生商品	330	2,085	1,477
その他投資	36,457	−2,294	62,280
（証券貸借取引を除く）	（8,377）	（−5,527）	（25,977）
その他資本収支	−29	−567	−56
資本収支	−7,632	−11,472	−19,171
外貨準備増（−）減	2,125	1,758	−222
誤差脱漏	471	5,166	3,287

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

平成24年度上期中国際収支状況（速報）

財務省
（単位：億円、%）

項目	平成24年度上期	前期	前年同期
貿易・サービス収支	−42,982	−30,481	−22,483
（対前年同期比）	（91.2）	（—）	（—）
貿易収支	−26,191	−22,401	−12,296
（対前年同期比）	（113.0）	（—）	（—）
輸出	309,820	313,508	312,767
（対前年同期比）	（−0.9）	（−2.5）	（−3.1）
輸入	336,011	335,909	325,063
（対前年同期比）	（3.4）	（13.2）	（15.0）
サービス収支	−16,791	−8,080	−10,187
所得収支	75,024	66,590	73,480
経常移転収支	−4,828	−6,308	−4,619
経常収支	27,214	29,801	46,378
（対前年同期比）	（−41.3）	（−61.9）	（−47.6）
投資収支	−55,638	52,583	13,662
直接投資	−53,064	−48,070	−52,193
証券投資	26,238	−30,592	87,821
（証券貸借取引を除く）	（20,265）	（−41,595）	（96,364）
金融派生商品	1,887	1,921	12,141
その他投資	−30,699	129,325	−34,107
（証券貸借取引を除く）	（−24,734）	（140,324）	（−42,691）
その他資本収支	−977	2,686	−125
資本収支	−56,615	55,270	13,537
外貨準備増（−）減	16,239	−71,827	−43,112
誤差脱漏	13,162	−13,244	−16,803

（備考）　①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　資本収支及び外貨準備増減の（−）は資本の流出（資産の増加、負債の減少）を示す。

公告

諮詢事項

工場財団

青森県上北郡野辺地町字向田117番地１**株式会社ユーラスエナジー野辺地**の工場財団に青森県上北郡野辺地町字向田117番地55株式会社ユーラスエナジー野辺地野辺地ウィンドファームの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成24年11月19日
青森地方法務局十和田支局

滋賀県大津市晴嵐二丁目９番１号**ルネサス関西セミコンダクタ株式会社**の福井県坂井市春江町大牧字東島１番地ルネサス関西セミコンダクタ株式会社福井工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成24年11月19日　福井地方法務局

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の山梨県甲斐市西八幡4617番地ルネサスエレクトロニクス株式会社甲府工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成24年11月19日　甲府地方法務局

熊本市南区八幡一丁目１番１号**ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社**の熊本市南区八幡一丁目１番１号ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社川尻工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成24年11月19日　熊本地方法務局

被害回復給付金裁定表記載公告

平成24年11月19日　函館地方検察庁検察官
下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定に基づき、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　函館地方検察庁　平成23年第１号
2　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成24年11月19日
3　この公告に関する問い合わせ先
〒040—0031　北海道函館市上新川町１番13号
函館地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　0138—41—1209

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。
○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成24年11月19日
九州地方整備局長　吉崎　　収
1　処分をした年月日　平成24年10月23日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　グレイス・テクノ株式会社　鶴田　健治　長崎県東彼杵郡東彼杵町大音琴郷161—２　国土交通大臣許可（般—22）第23957号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、防水工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年６月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。